

平成25年 2月

お客様各位

石巻商工信用組合

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

当組合では、地域金融機関として地域への円滑な資金の供給を通じ、地域経済の活性化を図るといった社会的責任を果たすため、お客様の目線に立ち、新規のお借入および貸付条件変更等のご相談・お申込みに対して柔軟に対応するなど金融の円滑化に積極的に取組んでおります。

中小企業金融円滑化法が平成25年3月31日をもって期限を迎えますが、当組合では、同法の期限到来後においても、お客様のご相談・お申込みに対しては、これまでと同様に積極的かつ柔軟に対応することについて、何ら変わりはありません。

当組合では、同法の期限到来後も引き続き全役職員をあげて、中小企業等の金融の円滑化に向けた取組みを一層強化してまいります。

- ◎ 当組合は、金融円滑化法の期限到来後も、お客様からの新規融資や貸付条件変更等のご相談・お申込みに対し、お客様の事情をきめ細かに把握したうえで、迅速かつ真摯に対応してまいります。
- ◎ 当組合は、貸付の条件変更等の申込みに際しては、関係する他の金融機関や信用保証協会、(独)住宅金融支援機構、中小企業再生支援協議会等と十分連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組みへの積極的な支援に努めてまいります。
- ◎ 当組合は、今後もコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様が抱えている問題や経営課題に対し、お客様の立場に立ち適時・適切な解決策等をご提案し事業の経営改善支援、再生支援等を継続的に実施してまいります。
- ◎ 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談の対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

### 《金融円滑化等ご相談窓口》

- ・お客様の金融円滑化等に関するご相談・苦情・お問い合わせ等につきましては、各営業店窓口のほか本部でお受けしております。

本 部：融資部審査課 TEL 0225-95-3333

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日および当組合休業日を除く）



石巻商工信用組合